

令和4年1月31日

保護者の皆様へ

葛飾区 子育て支援課  
保 育 課

## 濃厚接触者の健康観察期間の短縮について

日頃から保育園運営にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に関して、厚生労働大臣は、令和4年1月28日、濃厚接触者の健康観察期間を原則7日間に短縮する旨を発表しました。

それらを踏まえ、濃厚接触者の取扱いを、以下のとおりとしますので、対応方よろしくお願ひします。

### 1 変更点

#### (1) 健康観察期間

陽性者との最終接触日の翌日から原則10日間から7日間に短縮します。

現在10日間の健康観察期間となっている方も、7日間に短縮となります。

### 2 実施例示

お子様が濃厚接触者となった場合、以下のとおりとします。

#### (1) 陽性者との最終接触日の翌日から7日間は自宅待機とします。

※注：同居のご家族が陽性となった場合、その濃厚接触者は、陽性となったご家族の療養終了日の翌日から7日間が健康観察期間となります。

#### (2) 7日間経過後、通園を再開できます。

※これまで同様、同居のご家族が濃厚接触者になった場合、そのご家族の健康観察期間が終了するまで、お子様はご家庭での保育をお願いいたします。